

平成 30 年 10 月 17 日付で提出されました「2018 年賃金労働条件確定要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p> <p>(2) 地方公務員法及び地方自治法一部改正に伴う任用方法や勤務労働条件の変更に関しては、十分な労使交渉、協議をすること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更に関しては、地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 人員について</p> <p>(1) 安定した職場にするためにも全職種の正規職員を採用すること。</p> <p>(2) 全職種の適切な人員配置を行い、職場に支障がでないようにすること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 今後の市立保育園の運営方針を踏まえて検討していく。</p> <p>(2) 引き続き適切な人員配置を行い、職場に支障がでないように努めていく。</p>
<p>3. 賃金改善について</p> <p>保育職場の現状を踏まえ、全職種の賃金を上げること。とりわけ保育パートの賃金単価を引き上げること。</p>	<p>3.</p> <p>定数外職員の賃金単価については、正規職員の給料表を基本に近隣市および市場の単価を参考に決定していく。</p>
<p>4. 制度改善について</p> <p>(1) 新規採用の有給休暇を採用月から付与すること。</p> <p>(2) 35 時間未満勤務の非常勤職員に時間休を取得できるようにすること。</p> <p>(3) 30 時間未満勤務の非常勤職員に健康診断を実施すること。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 有給休暇の付与については、国の基準に合わせた運用を行っており、採用月から付与することは困難である。</p> <p>(2) 年次休暇の付与については、国の基準に合わせた運用を行っており、短時間勤務の職員への時間単位の付与は困難である。</p> <p>(3) 現行どおり、一般健康診断は、採用期間が一年以上であることが見込まれ、一週間の勤務時間が、正規職員の一週間の所定労働時間の四分の三以上である者に対し実施していく。</p>